

③ 男女雇用機会均等法：働く女性の母性健康管理のための条項がある
対象者：女性労働者

権 利 (法 律)	権利の内容	利用するには
通院休暇 (第 12 条)	妊産婦は保健指導や健康診査を受ける時間を確保するために 休暇をとることができる。 〈回数〉妊娠 23 週まで 4 週に 1 回 妊娠 24 週から 35 週まで 2 週間に 1 回 妊娠 36 週から出産まで 1 週間に 1 回 出産後 1 年以内 医師や助産婦が指示する回数 ＊ 医師や助産婦からの指示がある場合はその指示に従う。	本人の請求
通勤緩和、 妊娠障害休暇 (第 13 条)	妊娠中及び出産後の女性労働者が医師などから指導を受けた 場合、事業主は必要な措置を講じなければならない。 ①つわりの悪化や早産につながる通勤時のラッシュを避けるための 通勤緩和 ②休憩時間の延長、休憩回数の増加 ③症状に 応じた作業の制限、勤務時間の短縮、休業などの措置 医師の指導がなくても、本人の請求があった場合、事業主は医 師などの判断を求め、対応しなければならない。	医師の指導による本人の請求
婚姻・妊娠・出産など を理由とする不利益 取扱いの禁止 (第 9 条)	事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退 職理由として予定する定めをしてはならない。 →事業主は、職場における妊娠、出産等に関するハラスメント を防止するため、雇用管理上の措置を講じなければならない (平成 29 年 1 月 1 日より義務付け)	
新型コロナウイルス感 染症に関する措置	妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、そ の作業における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関 する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響がある と指導を受けた場合、事業主は必要な措置を講じなければなら ない。(令和 5 年 3 月 31 日まで有効)	医師や助産師の指導による本人の請 求